第1686号

READAS リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2000年)平成12年11月16日 木曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 通勤用自動車の譲渡損

Q：私はサラリーマンで、通勤には毎日自家用車を使用しています。

ところで、先日、この通勤用自動車の買換えをしたところ、譲渡損が生じましたが、この損失を給与所得から差し引くことはできますか。

A：給与所得から差し引くことはできません。

【解説】

サラリーマンが通勤に使用している自動車は、家具や什器、衣類などといった生活に通常必要な動産に準ずるものとして取り扱われています。

これらの資産の譲渡による損益については、利益が出ても課税しないこととされている反面、損失についても生じなかったものとされ、他の所得と通算することはできないことになっています。

ご質問の場合、専ら通勤用に使用する自動車の譲渡による所得又は損失はいずれもないものとみなされますから、譲渡による損失についても、これを給与所得など他の所得から控除することはできません。

ちなみに、レジャー用に持っていたスポーツカーなどのようにその自動車が生活に通常必要な資産に該当しない場合は、その自動車の譲渡による所得は課税されます。また、譲渡損が計算された場合には、その年中に他の譲渡所得がある場合には通算ができますが、譲渡所得以外の所得との通算はできないことになっています。